

模倣品・海賊版対策の強化について（とりまとめ）（案）

2004年5月7日
知的財産戦略本部
権利保護基盤の強化
に関する専門調査会

< 問題認識 - 今、なぜ模倣品・海賊版対策が必要か >

中国をはじめとする海外市場においては、模倣品・海賊版により被害を受ける我が国企業があらゆる業種で増加してきている。模倣内容も商標から意匠・特許にまで拡大し、高度技術化、大規模流通化が進んでいる。模倣品・海賊版は製造国・地域から世界中に拡散し、特に近年、模倣品・海賊版と犯罪組織、テログループとの繋がりが指摘されるなど、模倣品・海賊版問題は世界各国が協力して取り組むべき問題である。また、我が国においても、税関における模倣品・海賊版の輸入差止件数も近年急増していることから、模倣品・海賊版の国内市場への流入も強く懸念されている。

模倣品・海賊版の問題は、権利者が本来得るべき利益を奪い、新たな知的財産の創造意欲を減退させるとともに、消費者の企業ブランドへの信頼を低下させ、消費者自身の利益を阻害するものである。また、模倣品・海賊版は国際市場における企業間の適正な競争を著しく阻害するものでもある。

我が国が「知的財産立国」を目指す上では、国内はもとより海外においても我が国企業を模倣品・海賊版による被害から守るよう、政府において官民挙げて強力な対策を講ずることが強く求められている。

．我が国政府の外国市場対策の強化

< 基本認識 >

海外市場における模倣品・海賊版による被害は近年、高度技術化・大規模流通化が進展するとともに、アジアから世界中に拡散している。我が国企業も自己の利益を守るべく侵害発生国で活動しているが、侵害発生国の当局への取締要請や制度改善要求は、企業の努力だけでは難しい。特に中小企業にとっては手続、人材、費用などの面で負担が過大であり、なすすべを持たないというのが実態である。このため政府による被害実態に応じた適切な支援が強く求められている。

特に、近年は犯罪組織の模倣品・海賊版の流通への関与が懸念されており、さらには模倣品・海賊版の販売による不正な利益がテログループの資金源となっていることが指摘されるなど、模倣品・海賊版問題は世界各国が協力して取り組むべき課題となっている。

また、政府においては、世界の競争秩序の維持、日本の産業競争力強化の観点から、模倣品・海賊版問題を知的財産の保護問題としてとらえることはもとより、世界の通商問題として再認識し対策を強化すべきである。

1．侵害発生国・地域への対策の強化

1 - 1．政府による支援の強化

(1) 海外での企業支援の強化

模倣品・海賊版対策を我が国外交上の重要施策と位置付け、外務省経済局に知的財産権侵害対策室（仮称）を設置する等により、体制の強化を図るとともに、「知的財産権侵害対応マニュアル」を作成し、全ての在外公館に配布して対応を徹底する。また、在外公館においては、大使自ら先頭に立って、また担当窓口も明確にして、我が国企業の個別の被害実態の把握やそれに対する取締当局の対応状況のフォロー、取締当局への要請などの支援活動を積極的に行うべきである。【外務省】

企業からの海外での権利取得や権利行使に関する相談に応じ、対応方法や手続等に関する助言や調査会社等の紹介などの具体的な支援を在外公館やJETRO（日本貿易振興機構）等において実施すべきである。【外務省、経済産業省】

(2) 侵害発生国・地域への具体的要請

中国を始めとするアジア諸国などの侵害発生国・地域に対し、税関取締りにおける権利者の負担軽減や再犯に関する厳格な取締りなど、具体的な制度改善や取締りの実効ある強化について政府として相手国に対し強力に要請を行うべきである。【外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省】

海外における模倣品・海賊版を撲滅するためには、知的財産を重視する風土を醸成し、自ら模倣品・海賊版を生まない国となることが肝要である。このため、侵害発生国・地域において対策に取り組む当局や団体との連携を強化するとともに、模倣品・海賊版が社会悪であることを侵害発生国・地域の国民が広く認識するよう、啓発活動の支援に取り組むべきである。【外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省】

(3) 侵害状況の調査

政府においては、上記のような海外における活動の基とするとともに、模倣品・海賊版対策を実効あるものとするため、例えば、以下のような項目を内容として、必要に応じ法律の制定等制度整備を早急にすべきである。【外務省、経済産業省、関係府省】

(ア) 定期調査

侵害発生国・地域における模倣品・海賊版による被害の実態、当該国における法制度上の問題の有無、エンフォースメントの実効性等を定期的に調査すること。

(イ) 権利者の申立てに基づく調査

外国政府から不当な取扱いを受けたことにより被害を受けている権利者から申立てがあった場合、政府は一定期間内に必要な実態調査を開始すること。

(ウ) 調査結果に基づく交渉等

上記調査の結果、侵害発生国政府の対応に問題があると判断された場合には、二国間協議等により問題の改善を要請すること。また、侵害発生国の法制度等にW T O協定上の問題がある場合には、W T O紛争処理手続きを利用し問題解決を図ること。

(エ) 報告書の作成・公表

定期調査や権利者から申立てに基づく調査等を基に、諸外国の模倣品・海賊版対策に関する報告書を作成・公表すること。

1 - 2 . 二国間の枠組みの活用

(4) 自由貿易協定 (F T A) や経済連携協定 (E P A) 等の活用

中国や韓国をはじめとするアジア諸国との自由貿易協定 (F T A) / 経済連携協定 (E P A) や投資協定・税関相互支援協定などの二国間・複数国間協定においては、知的財産関連の法制度の整備のみならず、実効的なエンフォースメントの確保のための条項を盛り込むよう積極的に交渉すべきである。【外務省、関係府省】

二国間協議においては、我が国企業の被害実態などを取上げての取締りの強化や制度改善の要請など、戦略的かつきめ細かく対応すべきである。【外務省、関係府省】

(5) 欧米との連携強化

侵害発生国・地域への働きかけをより有効に行うため、首脳間、閣僚間をはじめとする日米、日 E U 間の定期協議や個別協議などを積極的に活用し、侵害発生国・地域に対し共同して取り組むよう米国、E U ・欧州各国との連携を深めるべきである。【外務省、関係府省】

2 . 多国間での取組の強化

(6) 多国間での取組強化

模倣品・海賊版問題は、特定の国に止まらず世界各国に拡散しており、また犯罪組織やテログループとの繋がりが指摘されている状況に鑑み、模倣品・海賊版問題を「世界の通商問題」としてとらえ、W T O、W I P O、A P E C、A S E M、G 8 サミットなどの通商問題や知的財産問題を扱う国際機関・フォーラムにおいて、模倣品・海賊版の拡散を防止するための条約や閣僚宣言の提唱など、模倣品・海賊版問題を積極的に取り上げて、その解決を図るための活動を活発に行うべきである。【外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省】

．水際での取締りの強化

- 1 ．侵害判断が困難な貨物の取締りの強化

< 基本認識 >

侵害発生国において製造された特許権侵害品等が日本国内に流入し始めており、水際での特許権侵害品等の取締りの強化が緊急の課題となっている。しかしながら、特許権侵害品等は製品の外観のみから侵害を判断することは困難な事案が多い他、輸入者が法的・技術的問題について反論を行う事案もあるため、権利者・輸入者の正当な利益を損なわないように配慮したうえで、分解検査、当事者の意見、専門家の関与等により特許権侵害品を効果的に差し止める制度を整備する必要がある。

また、水際での取締り方法として、税関が簡便・迅速な手続で対応することが必要である。さらに、侵害が認定された製品と同一の他の輸入者の製品についても輸入を簡便・迅速に差し止められることが重要である。

(7) 特許権侵害品等の侵害判断・差止めを当事者の主張に基づき、専門的かつ簡便・迅速に行う制度の確立

水際での特許権等の侵害品には、外観のみから判断が可能なものから、当事者の主張を基にした専門的な侵害判断を要するものまで、多様な事案が含まれる。また、模倣品・海賊版対策はそのスピードが重要であり、特に中小企業にとっては手続や費用の負担の少ないことが實際上不可欠である。このため、権利者が事案の性質や権利者のニーズに応じて多様な手続を活用できるよう、以下のような侵害判断の手続につき検討を行い、必要に応じ関税定率法等関係法律を改正するなど制度整備をすべきである。【法務省、財務省、経済産業省】

(A) 税関長による侵害認定

侵害疑義品の外観、特許庁への意見照会の活用、DNA鑑定の活用により、税関長が侵害を判断する。

(B) サンプル分解検査制度を活用した侵害認定

権利者による侵害の立証を容易にするため、一定の要件の下、権利者が税関からサンプルの提供を受け、分解検査を行う。なお、外観から侵害判断ができないような貨物については、税関においても税関長の職権により積極的に分解検査を行う。

(C) 外部専門家を活用した侵害認定

侵害認定に必要な法的・技術的事項を判断するため、弁護士・弁理士等の外部専門家を活用して、税関長が侵害を判断する。

(D) 技術判定機関を活用した侵害認定

侵害認定に必要な技術的事項を判断するため、専門家からなる技術判定機関を活用して、税関長が侵害を判断する。

(E) 税関内審議機関による侵害認定

税関内に専門家により構成される独立性の高い審議機関を設け、当事者の主張に基づく専門的な侵害判断を行う。

なお、本手続については、行政機関による処理を求めるニーズがある一方、司法手続との重複や費用対効果等の問題を指摘する意見があることから、さらに慎重な検討が必要である。

(F) 裁判所の仮処分命令を活用した侵害認定

裁判所の仮処分命令を活用する。裁判所には、水際における迅速な救済の必要性に鑑み、仮処分命令が迅速になされるような訴訟運営面での対応を期待するとともに、税関長は、侵害認定手続期間内に裁判所の仮処分命令があった場合には、当該命令における侵害判断に基づいて侵害を認定する。なお、仮処分命令と侵害認定との法的関係（法的拘束の可否等）については、さらに検討が必要である。

(G) 仮処分申請中の貨物の留置

権利者が裁判所に仮処分を申請している場合には、一定期間は疑義貨物の通関を認めない。

(8) 当該輸入者に関係なく同一製品の輸入の差止め

侵害品差止めの迂回を防止し、その実効を担保する観点から、一旦侵害品と判断された後に、当該侵害品と同一品と疑われる物品が輸入されようとする場合には、同様に差止める必要がある。現在でも、輸入者の如何を問わず、税関が侵害品との同一性やライセンスの有無等を判断することにより輸入を差止めることは、制度的には可能であるが、これが簡便かつ迅速になされるよう制度改善をすべきである。【財務省】

(9) 裁判外紛争処理（ADR）機関の活用

特許侵害事案の多様性に鑑み、権利者、輸入者の両当事者が日本知的財産仲裁センター等の裁判外紛争処理（ADR）機関を活用する場合の税関の対応のあり方について検討すべきである。【財務省】

- 2 . 商標権侵害品等の取締りの強化

< 基本認識 >

国内外の偽ブランド品等の模倣品業者にとって、我が国は非常に魅力的な市場となっており、取締当局の努力にも関わらず、様々な流通形態により模倣品・海賊版が国内に大量に流入している。このような状況を打開し、偽ブランド品等の模倣品を水際で締め出すためには、法制度の整備も含め、水際での取締りを抜本的に強化する必要がある。

1 . 模倣品等の流通態様に応じた取締りの強化

(10) 模倣品・海賊版の税関での取締強化

並行輸入や個人輸入と偽った輸入や、個人による小口貨物を利用した輸入が、国内に偽ブランド品や海賊版が氾濫する原因の一つとなっている現状を踏まえ、それらの取締りを一層強化するよう、税関と権利者との連携の強化、税関の検査設備や情報システムの強化、必要な税関職員の確保、税関職員の能力の向上を進めるべきである。【財務省】

(11) マーク切除による脱法行為の取締強化

商標権侵害品に付されたマークを一旦税関で切除することにより通関する脱法行為を防止するため、T R I P S 協定第 4 6 条の規定の趣旨に則り、商標法、不正競争防止法、関税定率法等の関係法律について検討し、必要に応じ法改正等制度改善を行い、税関での取締りを強化すべきである。【財務省、経済産業省】

(12) 部分品・部品取外しによる脱法行為に対する取締強化

意匠権侵害品の部品を税関で取り外すことにより通関する脱法行為を防止するため、意匠法、不正競争防止法、関税定率法等の関係法律について検討し、必要に応じ法改正等制度改善を行い、税関での取締りを強化すべきである。【財務省、経済産業省】

(13) 形態模倣品の取締強化

形態模倣品や周知表示の混同を惹起する製品、著名表示を冒用する製品の海外からの輸入の税関での取締りを強化するため、不正競争防止法及び関税定率法について検討を行い、必要に応じ法改正等制度改善をすべきで

ある。その際、その運用を円滑に行うため、税関での侵害判断を容易にする制度を整備すべきである。【財務省、経済産業省】

2．個人輸入等の取締りの強化

(14) 商標権侵害品の個人所持・輸入の禁止

模倣品は社会悪であることを国民に明確にするとともに、模倣品が氾濫することを防止するため、個人使用目的による偽ブランド品の所持の禁止及び税関での輸入の禁止について検討を行い、必要に応じ商標法、関税定率法等の関係法律等を改正するなど制度整備をすべきである。【財務省、経済産業省】

・国内での取締りの強化

< 基本認識 >

インターネットオークションサイト等による大量の偽ブランド品の売買や映画や音楽などファイル交換ソフトを用いた著作権侵害が横行しているほか、個人の肖像等を不正に使用した商品の売買などが国内で深刻化している状況に鑑み、国内においても取締りを一層強化する必要がある。

また、模倣品・海賊版を海外での製造を防ぐためには、国内においてノウハウ等が流出を防止するための対策について法制度の整備を含め、強化する必要がある。

(15) インターネットを利用した侵害の取締強化

インターネットオークションサイト等を通じた多量の模倣品・海賊版の売買やファイル交換ソフトを用いた著作権侵害の問題の深刻さに鑑み、それに対する取締りを強化するため、

(ア) インターネットオークションサイト等の管理者による出品者の本人確認の徹底、権利を侵害している出品物のサイトからの削除等を円滑にする方策等取締りの強化の方策【総務省、経済産業省】

(イ) 商標法、意匠法等における取締りの強化の方策【経済産業省】

(ウ) ファイル交換ソフト等を用いた著作権侵害に対する取締りの強化等の方策【文部科学省】

(エ) 特定商取引法における消費者の混同を招く表示の取締りの強化の方策【経済産業省】

を含め、取締方策について幅広く検討を行い、必要に応じ法改正等制度整備をすべきである。

オークションサイト等を通じた模倣品・海賊版の売買、映画ファイル等の無許諾アップロードの警察による取締りを一層強化するとともに、オークションサイト等を通じて発注される模倣品・海賊版の輸入を税関が積極的に取り締まるべきである。【警察庁、財務省】

(16) 商品の形態模倣に対する保護の強化

商品の内部構造の模倣を不正競争法防止法上の形態模倣品とすることや商品の形態模倣禁止期間の問題などについて検討を行い、必要に応じ不正

競争防止法の改正等制度整備をすべきである。【経済産業省】

(17) 肖像等を不正に使用した商品の取締り

芸能人、スポーツ選手等の肖像や氏名を不正に使用した商品の売買を取り締まるため、被害の実態を踏まえ、不正競争防止法の保護や刑事罰の対象とすることなどについて検討を行い、必要に応じ法改正等制度整備をすべきである。【経済産業省】

(18) ノウハウ等の海外への流出防止

ノウハウや設計図面などの海外への流出を防ぐため、「技術流出防止指針」等の企業が実施すべきノウハウ等の海外流出を防止するための具体策について、中小企業をはじめとして広く周知徹底を図るための方策を講ずるべきである。【経済産業省】

さらに、ノウハウ等が技術者等を通じて海外に流出することを防止するため、国外への営業秘密の漏洩などについても、被害の実態を踏まえ検討を行い、必要な対策の強化を行うべきである。【経済産業省】

・ 中小企業・ベンチャーの支援と啓発の強化

< 基本認識 >

模倣品・海賊版問題は企業にとって死活問題であるのみならず、その対策には人材・費用面で多大な負担を強いられるものであり、特に中小企業にとっては極めて対応が困難な問題である。政府においては、中小企業においても模倣品・海賊版問題に対し十分な取組みが可能となるよう、積極的に支援すべきである。

また、長期的な観点に立って模倣品・海賊版を根絶していくためには、国民一人一人に模倣品・海賊版が社会悪であるという意識を持ってもらうことが最も重要であり、そのための教育・啓発に取り組むべきである。

(19) 中小企業・ベンチャーの対策支援

中小企業やベンチャーについては、人材・費用面等で模倣品・海賊版対策を講ずることに實際上大きな困難が伴うことに鑑み、中小企業・ベンチャーについては、海外出願・翻訳等の権利取得手続や現地での被害実態調査、公安・行政当局との交渉・要請、訴訟提起等の権利行使に関する活動についての相談・助成をはじめとする具体的な支援を強化するとともに、中小企業に対する諸外国の法制度及びその運用、模倣品・海賊版の被害実態・対策に関する情報の提供などの方策をさらに強力に進めるべきである。

【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省】

(20) 国民啓発の強化

模倣品・海賊版を撲滅するためには、模倣品・海賊版が社会悪であることを国民が広く認識するよう消費者である国民への啓発活動を進めるとともに、学校教育等を通じ適切な消費行動等についての教育・学習に取り組むべきである。【警察庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省】

．官民の体制強化

< 基本認識 >

政府の模倣品・海賊版対策の関連省庁は多岐に渡り、それぞれの省庁が独自に対策を講じている。このため被害を受けている企業にとっては、相談をどの省庁にしたら良いのか不明確であるし、また関係省庁間でも被害実態に関する情報の共有や政府一体となった取組みが遅れているのが現状である。今後、模倣品・海賊版問題に対し国を挙げて外国市場対策、水際及び国内での取締りを進めていく上では、関係省庁がその垣根を越え強力に連携するとともに、企業にとってもより利便性の高い体制を整備することが必須である。

また、政府のみならず関連団体においても、国内での団体間の連携はもとより諸外国の団体との連携も強化するとともに、政府とも一体となって効果的な模倣品・海賊版対策を実施することが求められている。

(21) 政府内の連携体制の整備

外国市場対策や水際及び国内での取締りに関し、関係省庁が一体となって以下のような対策に取り組むよう、政府においては、経済産業省を一元的な相談窓口とするとともに、模倣品・海賊版対策に関する総合的な連携体制を具体的に早急に整備すべきである。【警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省】

(ア) 一元的な相談窓口の整備と連携の強化

権利者や企業等からの相談に対し、迅速に対応するために、政府における一元的な相談窓口を経済産業省に設置するとともに、関係省庁が一体となって連携する体制を整備する。

(イ) 関係省庁の情報共有

関係省庁で模倣品・海賊版に関する情報を共有できるようネットワークやデータベースを構築する。

(ウ) 取締当局による情報の活用

外国市場での模倣品・海賊版の製造・流通情報や被害情報等を警察・税関が活用し、当該模倣品等の国内市場への流入防止、国内からの排除を進める。

(エ) 政府の政策への反映

国内外で収集・分析した各種情報に基づき模倣品・海賊版対策に関する政策を立案・実施するとともに、その結果等を関係者にフィード

バックする。

(オ) 関係省庁の政策調整と総合的实施

外国市場対策、水際及び国内での取締り等に関する法律や制度の改善、取締りや運用の強化等に当たっては、それが効果的かつ効率的に行われるよう、関係省庁間で相互に調整をするとともに、密接な連携をとって、総合的に実施する。

権利取得や模倣品対策の助言、現地の弁理士・弁護士・調査機関の紹介、個別案件の相談や関係省庁への連絡、侵害国政府当局への要請など、企業の相談に応じるため、JETROを中心に商工会議所や弁理士会等がネットワークを構築し、東京のみならず地方、海外においても企業からの相談を受け付け、対応する体制を整備すべきである。【経済産業省、関係府省】

(22) 侵害発生国・地域の当局との当局間の連携強化

侵害発生国・地域の当局（権利付与官庁、警察当局、税関当局）との連携を具体的に強化するため、日常的な情報交換に加え、相互支援協定の締結や当局間での定期協議などを進めるべきである。【警察庁、外務省、財務省、文部科学省、経済産業省】

(23) 官民・民民の連携強化

侵害発生国・地域の当局との交渉や働きかけを効果的に行うため、官民合同ミッションの実施等を通じ官民の連携を強化すべきである。【文部科学省、経済産業省、関係府省】

QBPC（商標保護委員会）やBSA（ビジネス・ソフトウェア・アライアンス）といった諸外国の模倣品・海賊版対策団体と国内の模倣品・海賊版対策関連団体間の連携を強化するとともに、国内での関連団体間の連携を強化すべきである。【文部科学省、経済産業省、関係府省】

(24) 模倣品・海賊版対策の一括処理

模倣品・海賊版問題の緊急性に鑑み、政府においては上述の対策に係る法制定・改正については一括法で対応するなど模倣品・海賊版対策の早急かつ集中的な処理をすべきである。【関係府省】